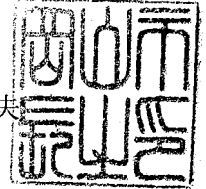


岡山市告示第 | 号

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年6月22日法律第65号）第9条及び第15条の規定により、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管する事業者等の保管状況について、次のとおり告示し、公衆の縦覧に供する。

令和8年1月5日

岡山市長 大森雅夫



1 縦覧内容

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則（平成13年6月22日環境省令第23号）第9条第1項に規定する令和6年度分の届出書の副本並びに同条第2項及び第4項に規定する添付書類、また、第20条第1項に規定する令和6年度分の届出書の副本並びに同条第2項及び第4項に規定する添付書類。

2 縦覧場所

岡山市役所分庁舎 6階 環境局環境部産業廃棄物対策課
岡山市北区大供一丁目2番3号

3 縦覧期間

告示の日から各日午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く。

4 その他

岡山市環境局環境部産業廃棄物対策課ホームページにおいて、届出書の情報の一部を公開する。